

## 子どもは一人の市民である

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）<sup>1</sup>は、子どもを主体性のある権利の保持者としてはっきりと位置づけ、その権利を総合的に保障した国際条約です。

奈良市でも、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を2014年に制定し、子どもの権利が大切にされることを全ての取り組みの基本として、未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生き、将来に夢と希望をもって成長していけるよう様々な取り組みを進めています。

子どもにやさしいまちは、子どもだけでなく、全ての人にとってやさしいまちにつながっていきます。そして、子どもたち・次世代を担う人たちが自分のまちに魅力を感じ、誇りを持ち、「将来も住み続けたい」と思えるまちをつくるためには、「子どもの参画と民主的な社会づくりの実践」の取り組みが必要です。

私たちは、子どもを無力な存在ではなく『小さな市民』ととらえ、「子どもは直接社会に参画してはじめて、民主主義というものをしっかりと理解し、自分の能力を自覚し、社会に参画しなければならないという責任感を持つことができるようになる」（ロジャー・ハート『子どもの参画』<sup>2</sup>）の考えを基に、地域で連携して子どもたちの未来を支えていきたいと思えます。

「子どもの参画ネットワーク奈良」は、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長すること、そして、誰もが幸せに豊かに暮らせるまちに向けて、子どもとおとなが対等な関係で、協働して未来の社会、未来の奈良を創っていくことを目指しています。

### 活動の3本柱

#### 1. 子どもの主体的学び（遊び）を大切にする

子どもを「小さな市民（意見を持ち、独立した存在）」として捉える。

#### 2. 子どもの力を信じる

子どもの主体性を尊重し、その創造力、思考力、行動力を信じ、  
子どもの思考スピードに合わせて見守る。

#### 3. 子どもの社会参画を促す環境をつくる

子どもの社会参画を促すとともに、主体的に学び続けられるよう、  
子どもたちが考える場をおとなも共有する。

---

<sup>1</sup> 1989年11月20日第44回国連総会で採択、1990年9月2日発効。日本は1994年5月22日に批准。

<sup>2</sup> ロジャー・ハート（Roger A. Hart）著、木下 勇、田中治彦、南博文（監修）『子どもの参画-コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』 萌文社（2000/10/10）